

令和4年函審第19号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月3日08時20分

北海道余市港北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 7.32メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 154キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年1月に進水した、船体中央部に操舵室、同室前部下方に船室を設け、操舵室右舷前部に舵輪、自動操舵装置等が組み込まれたコンソールスタンド、同スタンド後方に操縦席、同席右方に機関操縦装置を備えたほか、同室左舷側に調理設備、ラウンジシート等を装備する最大搭載人員が旅客11人及び船員1人の、操舵室及び同室上方のフライングブリッジの2か所において操船できる2機2軸のFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和4年7月3日06時30分余市港所在のマリーナを発航し、同港北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場付近に到着したものの波が高かったので釣り場を変えることとし、07時45分頃ワッカケ岬北西方約1.5海里沖合に到着して釣りを始めた。

a受審人は、釣果が得られなかったので、友人が釣りをしているワッカケ岬北東方約1.5海里沖合の釣り場に向かうこととし、08時14分半僅か過ぎ余市港北防波堤灯台から317度（真方位、以下同じ。）4.1海里の地点で、前示釣り場に向けて針路を114度に定めて発進し、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進出した。

ところで、石狩湾は、雄冬岬とその西南西方約4.3海里の積丹岬との間の約2.7海里湾入する水域で、両岬間の陸岸沿いには、ワッカケ岬沖合の4直線で囲まれた余ほっけ・まぐろ・さけ定第1号（以下「1号漁区」という。）と称する漁区のほか、定置網や養殖筏を敷設した漁区が設けられていた。

そして、a受審人は、10年以上石狩湾を航行しており、同湾に1号漁区を含む各漁区が設けられていることも、各漁区がGPSプロッ

ター画面に表示されることも知っており、ここ数年は釣行の機会が減っていたものの、目視あるいはGPSプロッターにより定置網や漁区の位置を確かめ、これらを避けながら釣り場に向けて航行していた。

a 受審人は、操舵室の操縦席に腰を掛け、いずれもノースアップとしたレーダーを1.5海里レンジのセンター表示とし、GPSプロッターに周囲約3海里を表示させて操船に当たり、08時18分半僅か過ぎ余市港北防波堤灯台から324度3.2海里の地点に達したとき、1号漁区が船首方500メートルに敷設されていたが、マリーナを発航して以来定置網を見掛けなかったため、このまま航行しても支障ないものと思い、GPSプロッターで付近の漁区との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わず、1号漁区に向首していることに気付かないまま同じ針路で続航した。

こうして、Aは、08時19分半僅か過ぎ1号漁区に進入し、08時20分余市港北防波堤灯台から327.5度2.9海里の地点において、原針路及び原速力で進行中、同漁区内に敷設されていた定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は高潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、定置網は、破網等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、釣り場に向かうため、石狩湾を東行する際、船位の確認が不十分で、余市港北西方沖合において、1号漁区に進入したことによって発生したものである。

a 受審人は、釣り場に向かうため、石狩湾を東行する場合、陸岸沿いに1号漁区を含む各漁区が設けられていることも、各漁区がGPSプロ

ッター画面に表示されることも知っていたのだから、各漁区に進入することのないよう、GPSプロッターで付近の漁区との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、マリーナを発航して以来定置網を見掛けなかったため、このまま航行しても支障ないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、余市港北西方沖合において、1号漁区に向首していることに気付かないまま進行して同漁区に進入し、敷設されていた定置網に乗り入れて当該定置網を損傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年5月16日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人